

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月3日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年2月16日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成28年7月11日、大田原市前田1008番地、黒羽城址公園で発生したケヤキ枯れ枝落下によるカメラ及びレンズの損傷事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償額 46,992円
- 2 和解の内容
  - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額46,992円を支払う。
  - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名  
住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
氏名 ○○○○○